

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会訓令第二号

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|-----|-------------------------|-----|
| 別表第一（第五条関係） 事務局長専決事項 | | 別表第一（第五条関係） 事務局長専決事項 | |
| 第一 一般的事項 一―三十七（略） 三十八 職員の旅費に 関する条例（昭和二 十八年広島県条例第 二十三号）第二十二 条第二項の規定によ る旅費の調整等の協 議 三十九―五十一（略 | （略） | （略） | （略） |
| | （略） | | （略） |

附 則

この人事委員会訓令は、令和七年四月一日から施行する。